

第24号議案

通学区域の調整について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第11号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年8月27日

教育長 前川 明範

提出の理由

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則第2条第3項の規定により、通学区域の調整を行おうとするものである。

京都府教育委員会告示第●号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則(昭和 59 年京都府教育委員会規則第 14 号) 第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、令和 7 年度第 1 学年入学者に適用する。

令和 6 年 8 月 30 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

調整の対象となる通学区域	高 等 学 校 名	学科及び人数
京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏	京都府立綾部高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20 人以内
京都市・乙訓通学圏、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏	京都府立西城陽高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20 人以内
	京都府立久御山高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20 人以内
府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科（スポーツ総合専攻））、京都府立鳥羽高等学校（普通科（スポーツ総合専攻））及び京都府立亀岡高等学校（普通科（美術・工芸専攻））の通学区域を除く。）	京都府立洛北高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20 人以内
	京都府立鳥羽高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20 人以内
	京都府立亀岡高等学校	普通科（美術・工芸専攻） 15 人以内
京都市・乙訓通学圏	京都府立北桑田高等学校	普通科 12 人以内
	京都府立東宇治高等学校	普通科 24 人以内
府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京都府立洛北高等学校	普通科 80 人以内
府の区域の全部（京都府立城南菱創高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京都府立城南菱創高等学校	普通科 80 人以内